

食品安全委員会（第４８４回会合）議事概要

日 時：平成２５年８月５日（月） １４：００～１５：０２
場 所：食品安全委員会大会議室
出席者：熊谷委員長ほか６名出席
傍聴者：報道１名、行政機関７名、一般３名

議事概要

（１）動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「ピルビン酸メチル及びピルビン酸メチルを有効成分とするふぐ目魚類の外部寄生虫駆除剤（マリンディップ）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の三森委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

（２）遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

- ・「*Aspergillus niger* ASP-72株を利用して生産されたアスパラギナーゼ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当委員の山添委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承され、得られた意見・情報の整理、回答（案）の作成及び評価書（案）への反映を遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとなった。

（３）食品安全基本法第２４条の規定に基づく委員会の意見について

- ・添加物「グルタミルバリルグリシン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「グルタミルバリルグリシンについては、添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

- ・農薬「フェンピロキシメート」に係る食品健康影響評価について

→担当の三森委員及び事務局から説明。

「フェンピロキシメートの一日摂取許容量を0.0097 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

・ 農薬「プロチオコナゾール」に係る食品健康影響評価について

→担当の三森委員及び事務局から説明。

「プロチオコナゾールの一日摂取許容量0.011 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

・ 農薬「マンジプロパミド」に係る食品健康影響評価について

→担当の三森委員及び事務局から説明。

「マンジプロパミドの一日摂取許容量を0.05 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

・ 農薬「ミルベメクテン」に係る食品健康影響評価について

→担当の三森委員及び事務局から説明。

「ミルベメクテンの一日摂取許容量を0.03 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

・ 農薬「アルドリン及びディルドリン」に係る食品健康影響評価について

→担当の三森委員及び事務局から説明。

「アルドリンの耐容一日摂取量を0.000025 mg/kg 体重/日、ディルドリンの耐容一日摂取量を0.00005 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）へ通知することとなった。

・ 農薬「エトフェンプロックス」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「エトフェンプロックスの一日摂取許容量を0.031 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

・ 農薬「ルフェヌロン」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「ルフェヌロンの一日摂取許容量を0.014 mg/kg 体重/日と設定す

る。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

・ 動物用医薬品「プロペタンホス」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「プロペタンホスの一日摂取許容量を0.0005 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

・ 動物用医薬品及び飼料添加物「モランテル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「モランテルの一日摂取許容量を0.012 mg/kg 体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。